

# 定 款

一般社団法人長崎県設備設計事務所協会

# 一般社団法人長崎県設備設計事務所協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県設備設計事務所協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐世保市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、設備設計事務所の業務の改善と社会的地位の向上に努め、もって建築文化の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と提携に関する事業
- (2) 設備設計事務所の経営に関する調査研究
- (3) 設備設計、工事監理に関する紛争処理事業
- (4) 技術向上のため、研修会の開催及び調査研究と交流事業
- (5) 関係機関及び関係団体との連携
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員 長崎県内に主たる事業所を開設し、この法人の目的に賛同する個人又は団体で次のいずれかとする。
  - イ) 設備設計監理を専業とし、建築士法に定めた建築設備士、又は設備設計一級建築士の資格を有するもの。
  - ロ) 前項に該当する有資格者を雇用しているもの。
  - ハ) 前2項に該当する有資格者と同等以上の技術力を有すると理事会で承認されたもの。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同する設備設計者として必要な技術を有する者
- (3) 賛助会員 この法人の目的事業に賛助し、又は後援する設備の関係企業及び団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

(5)特別会員 官公庁、学術団体等に所属し、この法人の目的達成に協力する者で、理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、この法人が別に定める規定により、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 名誉会員及び特別会員は、入会金及び会費を要しない。

(退会)

第8条 会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によってこれを除名することができる。

(1)この法人の定款、規定、総会の決議に反する行為をしたとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の規定及び次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失し義務を免れる。

(1)死亡又は解散

(2)失踪宣告を受けたとき

(3)成年後見開始の審判を受けたとき

## 第4章 総会

(種別)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 前条第2項の規定による請求があったときは、30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の内から選任する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第18条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、正会員総数の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会では、あらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の3分2以上の同意がある場合は、この限りではない。

4 決議する事項について、特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の決議について議決権を行使することができない。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定による議決権を行使する正会員は、第17条及び前条第1項の規定の適用については出席したも

のとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第5章 役員及び顧問

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 理事のうち若干名を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。

5 専務理事は、理事会の承認を得て会長が選任する。

6 2項及び3項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

7 代表理事以外の理事を、法人法第91条第1項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事は、正会員の中より総会において選任する。

3 監事は、総会において選任する。但し、監事のうち1名は、正会員外から選任することができる。

4 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記する。

7 監事に異動があったときは、2週間以内に登記する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。

4 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のと

きまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、第21条に定める定数を欠くに至ったときは、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の決定は、当該決定をする総会で解任しようとする役員に弁明の機会を与えたうえで決議を行う。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支払うことができる。

(顧問)

第28条 この法人に会長の諮問に応じる顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は専門的な事項について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

5 顧問の報酬については、第27条の規定を準用する。この場合において、規定中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(4) すべての理事の業務執行の監督

(5) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が、欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって招集する。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第35条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって議決する。

2 決議すべき事項について、特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

3 前項までの規定に関わらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

## 第7章 組織

(委員会)

第37条 この法人は、目的達成に必要な重要事項を円滑に遂行するため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(事務局)

第38条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て、会長が行う。

4 事務局長は、専務理事をもって充てることができる。

5 前項に定めるものの他、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、当年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、前事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費収入

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は総会の決議を経て、会長が定める。

(費用の支弁)

第45条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第46条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は総会決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人が総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を得て解散する。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が解散する場合において有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第11章 附則

(最初の事業年度)

第51条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成25年12月31日までとする。

(設立時役員等)

第52条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	濱谷 雄二
設立時理事	浦 和八
設立時理事	深堀 清
設立時理事	松尾 俊美
設立時理事	後藤 雅紀
設立時理事	佐藤 力
設立時代表理事	濱谷 雄二
設立時監事	森田 仁
設立時監事	永安 久幸

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1 住所	長崎県長崎市赤迫1丁目2番16-403号
	氏名	濱谷 雄二

2 住所 長崎県佐世保市長畑町397番地4  
氏名 浦 和八

(附 則)

第54条 この定款に定めるもののほか、定款細則及び選挙管理規定については、総会が別に定め、その他の規定については、理事会が別に定める。

2 この定款は、この法人の設立の登記の日より施行する。

3 法人法等の法令により一般社団法人の設立の登記を行ったときは、法令の規定に関わらず、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人長崎県設備設計事務所協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年 12月 12日

設立時社員 濱谷 雄二 印

設立時社員 浦 和八 印